

民泊制度運営システム利用にあたっての注意事項等

<一部地域に所在する住宅の届出についての注意事項>

(神奈川県寒川町に所在する住宅の届出)

- 神奈川県寒川町に所在する住宅の届出先は茅ヶ崎市長となりますが、民泊制度運営システムの機能上、本システムで作成する届出書の宛先は「寒川町長殿」と表示されます。このため、本システムで作成される届出書の宛先を民泊制度運営システム外（手書訂正又は PDF 加工等）で「茅ヶ崎市長殿」と訂正した上で手続きを行ってください。
- 神奈川県寒川町に所在する住宅の届出のデータを本システムで送信した際に届く確認メールにおいて、神奈川県寒川町に届出データが提出された等の記載がされる場合がありますが、データは茅ヶ崎市に提出されています。また、書類の不備等の連絡も神奈川県茅ヶ崎市の住宅宿泊事業届出受付窓口から連絡があります。

(鳥取県岩美町、鳥取県若桜町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町に所在する住宅の届出)

- 鳥取県岩美町、鳥取県若桜町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町に所在する住宅の届出先は鳥取市長となりますが、民泊制度運営システムの機能上、本システムで作成する届出書の宛先は所在地それぞれの町長が宛先として表示されます。このため、本システムで作成される届出書の宛先を民泊制度運営システム外（手書訂正又は PDF 加工等）で「鳥取市長殿」と訂正した上で手続きを行ってください。
- 鳥取県岩美町、鳥取県若桜町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町に所在する住宅の届出のデータを本システムで送信した際に届く確認メールにおいて、鳥取県岩美町、鳥取県若桜町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町に提出された記載がされる場合がありますが、データは鳥取市に提出されています。また、書類の不備等の連絡も鳥取市の住宅宿泊事業届出受付窓口から連絡があります。

※ 上記地域における住宅宿泊事業法に係る事務について、各県知事より各市長へ事務の委託がされることに伴う措置です（システム上想定している住宅宿泊事業法第 68 条に基づく保健所設置市等による事務処理とは異なるための例外的措置となります）。

<ご利用にあたって留意いただきたいこと>

- 未成年者による届出・申請において、「法定代理人の登記されていないことの証明書」、「法定代理人の身分証明書」（住宅宿泊管理業の申請の場合は「法定代理人の略歴書」を含む）が必要書類として表示されない場合がありますが、これらの書類は必ず提出が必要になります。現在機能修正中ですが、修正反映までは別途紙でご提出いただく等の手続きをお願いいたします。

○ 個人の申請・届出について、「商号、名称又は氏名」の項目には姓名の間に1字をあけるようエラーがかかる設定となっています。本欄に商号（屋号）のみを入力する場合には、任意の箇所にスペースを入力していただけますようお願いいたします。

○ 住所・所在地の入力において、建物名及び部屋番号を入力しないとエラーがかかり、書類作成等ができない場合があります。エラーがかかる場合には、住所の記載を書く項目に振り分けて入力をいただく等のご対応をいただけますようお願いいたします。

（例）東京都東京都千代田区霞が関 2-1-3 の入力の場合

都道府県 ： 東京都
市区町村 ： 千代田区
市区町村以下 ： 霞が関
建物名 ： 2-1-
部屋番号 ： 3

○ 住所・所在地の入力において、所在地の入力は選択式となっておりますが、「郡」が反映しておりません。現時点におきましては、郡の入力を省略し届出書を作成いただけますようお願いいたします。

○ 住宅宿泊事業の届出における添付書類の「消防法令適合通知書」は、住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）において、届出時に提出することとされています。本システムにおいては、現時点では一定の条件に合致する場合（人を宿泊させる間不在となる場合又は不在とならない場合であっても宿泊室の床面積の合計が 50 m²を超える場合）のみ添付が可能な状態となっているため、当該条件に合致しない場合の消防法定適合通知書は、「その他添付書類欄」に添付してください。

また、人を宿泊させる間不在となる場合又は不在とならない場合であっても宿泊室の床面積の合計が 50 m²を超える場合に該当しながら、住宅宿泊事業の届出における添付書類の「消防法令適合通知書」を提出しない場合、届出方式を「電子申請・届出」とすることはできません。届出方式を「電子申請・届出（一部書類別送）」として、消防法令適合通知書はアップロードせずに送付ください。なお、上記のとおり、消防法令適合通知書は届出時に提出することを求めることとされておりますので、提出の要否は届出書提出先の自治体に必ずご確認ください。

○ 住宅宿泊管理業の申請における添付書類の「財産に関する調書」、「住民票の抄本」において、国土交通大臣の登録を受けた個人事業主の賃貸住宅管理業者である場合、書類必須チェック欄にチェックがされますが、当該添付書類は省略することができますので添付いただく必要はありません。